

第2章 収入

浜田地区広域行政組合負担金条例

平成9年3月31日

条例第25号

改正 平成10年3月10日条例第3号 平成11年3月31日条例第6号
 平成12年3月3日条例第4号 平成14年3月8日条例第8号
 平成15年3月3日条例第4号 平成17年9月30日条例第5号
 平成18年3月6日条例第2号 平成19年12月27日条例第3号
 平成25年2月28日条例第1号 令和元年8月30日条例第1号

第1条 この条例は、浜田地区広域行政組規約（平成17年9月30日島根県知事許可）第13条第2項の規定に基づき、浜田地区広域行政組合を組織する市（以下「関係市」という。）の負担金の負担割合に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国調人口割 最近の国勢調査人口による割合をいう。
- (2) 軽減割 4月1日現在の介護保険料所得段階別被保険者のうち軽減対象者数に軽減単価を乗じた額の割合をいう。
- (3) 給付割 介護保険給付費の実績による割合をいう。
- (4) 高齢者人口割 最近の国勢調査人口による高齢者人口の割合をいう。
- (5) 総人口割 3月末現在の住民基本台帳人口による割合をいう。
- (6) 収集人口割 関係市が定める収集計画に基づく人口による割合をいう。
- (7) 投入割 当該事務に係る施設利用の実績による割合をいう。

第3条 負担金は、次の表により関係市が負担するものとする。

区 分	内 容	負担割合（％）
総 務 費	共通経費（議会費、監査委員費、公平委員会費、事務費、人件費、その他管理者が認める経費）	総務費を除く普通負担金総額のおん分による。

企 画 費		広域連携事業計画に関する事業に要する経費	均 等 割 30 国 調 人 口 割 70
民 生 費		介護保険料低所得者保険料軽減負担金	軽 減 割 100
介 護 保 険 事 業	管 理 費	介護保険事業に要する経費（保険給付及び地域支援事業に要する経費を除く。）	均 等 割 30 高 齢 者 人 口 割 70
	給 付 費	保険給付及び地域支援事業に要する経費	給 付 割 100
環 境 衛 生 事 業	管 理 費	事務費、人件費	施設の管理運営に要する普通負担金及び事業年度に係る施設の建設に要する普通負担金のあん分による。
	可 燃 ご み 処 理 事 業 費	施設の管理運営に要する経費	総 人 口 割 50 投 入 割 50
		施設の建設に要する経費	総 人 口 割 70 収 集 人 口 割 30

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月10日条例第3号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日条例第6号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月3日条例第4号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月8日条例第8号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月3日条例第4号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日条例第5号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月6日条例第2号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月27日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の浜田地区広域行政組合負担金条例の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成25年2月28日条例第1号）

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（令和元年8月30日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の浜田地区広域行政組合負担金条例の規定は、令和元年度分以後の年度分の負担金について適用し、平成30年度分までの負担金については、なお従前の例による。